

## 細則

第 1 条 (事務手数料、会費、利用料金等) YOGAR JAPAN(以下「本スタジオ」という)の定める規約の第 7 条・第 8 条・第 9 条に定める会費、利用料等は別に定めるものとします。

### 第 2 条 (営業時間)

本スタジオの本社営業時間は平日 10:00~17:00 です。

第 3 条 (レッスン予約) 本スタジオ、利用に際し予約を要します。予約サイトから、希望時間帯の指定をするものとします。

### 第 4 条 (休館日)

(1)本スタジオは臨時にメンテナンス日を設け、または利用制限できるものとします。

(2)年末年始、夏季等の季節メンテナンス日については、別途掲示または告知するものとします。

(3)メンテナンス日の増加、変更、臨時メンテナンス日を設定する場合、本スタジオは会員に対する補償を要しないものとします。

(4)前各項の場合、会員は本スタジオに対し、異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第 5 条 (ビジター料金) 規約第 16 条のビジター利用料金は別に定めるものとします。

第 6 条 (施設利用の範囲) 会員並びにビジターは、本内全施設を利用することができるものとします。ただし、施設によっては会員に予約を求めるほか、その利用時間を制限することがあるものとします。

### 第 7 条 (届け出)

(1)会員は休会、ならびに会員種別を変更する場合は、その希望月の前月 10 日 (当日が休館日の時は前営業日)まで [info@yogar.jp](mailto:info@yogar.jp) にて問い合わせ、速やかに手続きを行うものとします。

(2)会員は退会をする場合は、その希望月の前月 10 日(当日が休館日の時は前営業日)までに info@yogar.jp にて問い合わせ、速やかに手続きを行うものとします。

第 8 条(細則の改定ならびに効力) 本スタジオは社会経済状況の変化に対応するため、入会条件、利用条件等を変更する必要がある場合は、随時本細則を改訂することができるものとし、その効力は全てに及ぶものとします。この場合会員は、細則の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他 一切の請求をすることができないものとします。

第 9 条(施行) 本細則は 2020 年 10 月 1 日より施行いたします。